

# 特定非営利活動法人

## ●特定非営利活動法人制度

社会の様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されている。これらの団体の中には、法人格を持たない任意団体として活動しているところも多数ある。そのため、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることがある。特定非営利活動促進法は、これらの団体が簡易な手続きで法人格を取得する道を開くための法人格付与制度である。

## ●特定非営利活動法人格を取得した場合のメリット

法人格を取得することによる一番の法的なメリットは、団体名義で契約を締結することができる、土地の登記ができるなど、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体の代表者個人としての名義を使うことなく、団体自身の名義において権利義務の関係を処理できる点にある。

## ●特定非営利活動法人格を取得した場合の義務。

法人は法律・定款で定められた範囲で権利義務を負うことになるので、法の規定に従う必要がある。例えば、所轄庁への事業報告書等の提出、備え付けなど市民に対して情報公開を行うほか、事務所が所在する税務署、都道府県税事務所及び市町村に対し必要な届出をする必要がある。

## ●所轄庁

特定非営利活動法人の認証権及び監督権を持つ行政機関を指す。所轄庁は原則として事務所が所在する都道府県知事となるが、2以上の都道府県に事務所を設置する場合には、内閣総理大臣となる（法第9条）。なお、特定非営利活動促進法の事務は自治事務であることから、都道府県知事と内閣総理大臣とは同格の関係にある。

## ●「認証」と「登記」の関係。

特定非営利活動法人は、所轄庁の認証を受けただけでは、法人として成立したことにならない。認証された後、法令に基づいて登記してはじめて特定非営利活動法人として成立する。これは、登記が法人の成立要件であるため。また、登記が完了したときは、遅滞無く登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなくてはいけない。

法第2条において定められている活動分野（特定非営利活動の種類）

特定非営利活動に掲げられている活動は、以下のとおりです。

別表（特定非営利活動促進法第2条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救助活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

法第5条第1項「その他の事業を行う場合において、収益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。」

この規定は、「その他の事業」が特定非営利活動に係る事業に支障がない限りで行うことができるものであり、特定非営利活動を主たる目的として行う法人である以上、収益は当然にして特定非営利活動を支えるために用いられることが確認されたもの。

### ●特定非営利活動法人の情報公開

特定非営利活動促進法は、法人運営の自主性を尊重し、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴である。そのため、ほかの法人制度には例をみないような情報公開制度が整備されている。具体的には、

1. 認証申請時における所轄庁での公告・縦覧制度（法第10条）
2. 利害関係人に対する特定非営利活動法人事務所における事業報告書等の閲覧制度（法第28条）
3. 一般人に対する所轄庁での事業報告書等の閲覧制度（法第29条）

の3つが規定されている。また、内閣府所管の特定非営利活動法人に関しては、法人の事務所のある都道府県においても事業報告書等を公開できることが規定されている（法第4

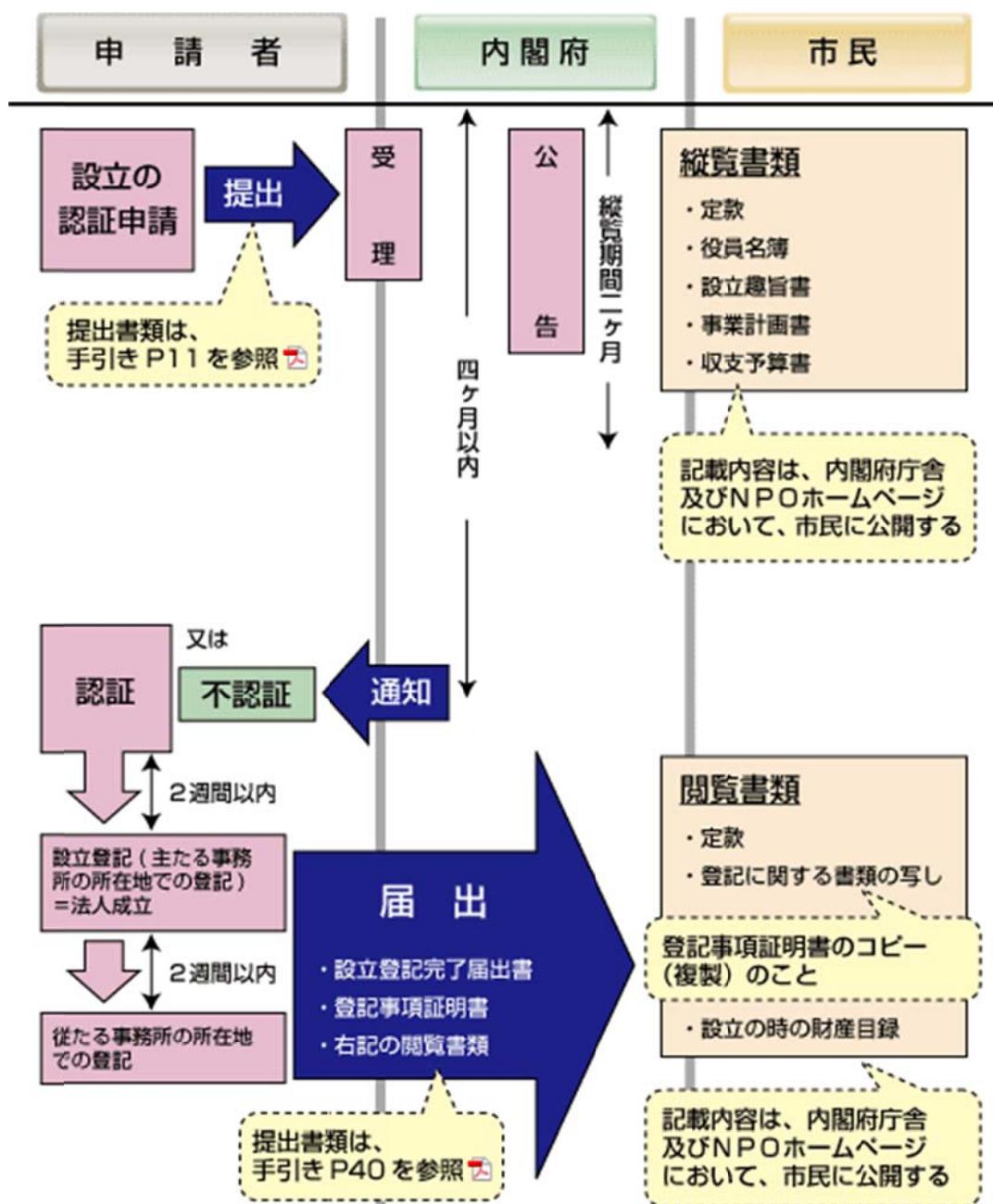
4条)。

●特定非営利活動法人の認証が取り消される場合。

所轄庁が特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことは、特定非営利活動法人の法人格を剥奪し、解散させることとなる。このため、法第43条にあるとおり以下の場合に限定されており、慎重な手続きが求められる。

1. 改善命令（法第42条）に違反した場合であって、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができない場合
2. 3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わない場合

なお、極めて例外的な場合だが、法令違反の場合であって、改善命令をかけていては事態の収拾等が間に合わない場合に限り、改善命令を経ることなく設立認証を取り消すことができる。



## 法人の種別と要件

法人	社団法人（広義）〔根拠法〕	法人設立要件と監督			法人税 内国法人
		認可	認証	準則 (登記)	
営利	会社〔会社法〕 株式会社（含む、特例有限会社） 持分会社（合同、合資、合名） その他			●	普通法人
非営利	一般社団法人（狭義の社団法人）〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律〕 公益社団法人〔公益法人認定法〕 (特別法による社団法人) 社会福祉法人〔社会福祉法〕 医療法人〔医療法〕 特定非営利活動法人〔特定非営利活動促進法〕  協同組合〔各特別法〕 地縁による団体〔地方自治法第260条の2〕 労働組合（労働組合法） その他多数	● ● ● ● ● ●	● ● ●	● ●	普通法人 公益法人等（非営利型法人） 公益法人等 普通法人（認定特定非営利活動法人制度） 協同組合等 公益法人等
権利能力（法人格）なし	権利能力なき社団（任意団体） (町内会・町会・自治会・マンション管理組合) (市民団体) (労働組合（労働組合法）) 労働者協同組合（ワーカーズコレクティブ）〔法的根拠を持たない協同組合〕				人格のない 社団等
	学校法人〔私立学校法〕	●			公益法人等